

保険金等の支払時期変更特則

第1条（この特則の適用）

この特則は、平成24年1月1日以降、特約を含む保険契約（以下「保険契約」といいます。）に適用し、普通保険約款および特約ならびに保険法の施行に伴う契約内容の変更に関する特則が適用されている場合にはその特則（以下「約款等」といいます。）に定める内容のうち、この特則に定める事項について、その内容の変更を行います。

第2条（保険金等の支払時期および場所）

- ① 保険金（給付金、年金を含み、給付の名称の如何を問いません。以下同じとします。）は、保険金の請求書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ② 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、保険金の請求書類が会社に到達した日の翌日から起算して25日を経過する日とします。
 1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
保険金の支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. 約款等に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、保険金の請求書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 45日
 2. 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 60日
 3. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 90日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
- ④ 前2項に該当する場合は、会社は、保険金を請求した者にその旨を通知します。
- ⑤ 第2項および第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- ⑥ 第1項から前項までの規定は、保険料の払込免除について準用します。
- ⑦ 第1項から第4項までの規定は、解約返戻金の払い戻しについて準用します。

第3条（死亡保険金の簡易請求）

死亡保険金（給付の名称の如何を問わず、普通死亡の際に支払われる金額とします。普通死亡の際に年金を支払う保険契約または特約においては、その年金を一括して支払う場合の金額を含みます。以下、本条において同じとします。）の受取人は、死亡保険金の支払事由が生じたときは、死亡保険金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める事由、金額等の範囲内で、会社所定の金額を上限として、死亡保険金の一部または全部につき簡易請求を行うことができます。この場合、会社は、死亡保険金の提出書類の一部の省略を認めるものとします。

第4条（この特則の更新）

この特則が適用された主たる保険契約が更新されたときは、この特則も更新されます。

第5条（この特則の解約）

この特則のみの解約はできません。

保険金等の支払時期および場所に関する規定の読替特則

① 平成24年4月1日以降、保険契約が更新されたとき（他の特約へ変更されたときを含みます。以下、同じとします。）または特約が中途付加されたときは、更新された保険契約または中途付加された特約について、この特則第2条（保険金等の支払時期および場所）第2項第4号の規定を、つぎのとおり読み替えます。

4. 約款等に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人が、つぎの（イ）から（ホ）までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

（イ）約款等に定める反社会的勢力に該当すると認められること

（ロ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

（ハ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること

（ニ）保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

（ホ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

② 平成24年4月1日以降、保障見直し特約〔無配当積立利率変動型生涯保障保険用〕によりセット加入契約を見直すときは、前項の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、保険金等の支払時期変更特則に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。